
平成23年第6回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成23年12月15日(木)

1. 議事日程第5号

平成23年12月15日(木) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 第 2 討論
 - 第 3 採決
 - 第 4 議員派遣について
 - 第 5 委員会の継続審査の付託について
 - 第 6 議員発議
意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 日程第 2 討論
 - 日程第 3 採決
 - 日程第 4 議員派遣について
 - 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
 - 日程第 6 議員発議
意見書(案)の提出について
-

出席議員(16名)

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣

11番	宿利俊行	12番	清藤一憲
13番	藤本勝美	14番	片山博雅
15番	繁田弘司	16番	高田修治

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大蔵順一	議事係長	小野英一
------	------	------	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長	帆足博充
まちづくり 推進課長	麻生太一	環境防災課長兼 基地対策室長	平井正之
税務課長	帆足浩一	福祉保健課長	日隈桂子
住民課長	村口和好	建設水道課長兼 公園整備室長	梶原政純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	梅木良政	会計管理者兼 会計課長	横山弘康
人権同和啓発 センター所長	飯田豊実	学校教育課長	穴本芳雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河島公司	行政係長	石井信彦

午前10時00分開議

○議長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定によりまして、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成23年第6回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案5件、陳情1件について、12月7日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

書類審査に先立ち、12月7日、午前10時に総務常任委員会の開会后、平成23年度玖珠町一般会計補正予算書に計上されている消防施設費（河川敷操法訓練場整備事業）、都市計画総務費（街なみ環境整備事業における公衆用トイレ用地購入及び修景対象建築物事業）、陳情第10号、北山田自治会館建て替えに関する陳情書などについて現地調査を行いました。

現地視察終了後、付託された議案第91号から審査を行いました。

1 議案第91号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、玖珠町職員の給与について、大分県人事委員会の給与に関する報告及び勧告を踏まえ、条例の一部改正を行うものであります。

執行部より説明。

本年、総務省より、人事委員会を置いていない市町村は、都道府県の人事委員会の調査結果を参考に適切な改正を行うことが重要であるという通知があり、これに基づく条例改正の提案である。給与改定の考え方としては、県の人事委員会勧告に準じて俸給表の改定と、平成24年3月1日の施行を実施するものであります。県の人事委員会の考え方については、国の人事院勧告内容と県の人事委員会勧告の官民比較においては、かなりの金額的な違いがある。人勧の俸給改定表により年度内に給与調整を行うために、最小限の対応として平成24年3月の給料で減額調整を行う内容となっています。それに準じて、玖珠町職員給与等に関する条例の一部を改正する条例も同じ対応で行うものであります。

本会議の議案集第1ページ、議案第91号の別表第1行政職給料表では、号給1級の金額については変更がありません。職員の40代以上を引き下げるということで、給料表の号給の低いところは改定はなく、号給数が高く年齢が高い位置づけになっている職員が引き下げ改正されます。

本議会における議案質疑において、給料の影響額は幾らになるのかとの質問がありましたが、これは平成24年3月1日の施行で3月支給の影響として6万1,100円であります。議案質疑のときにもこの数値を申し上げました。ただ、人数的には、188名の職員のうち給料表の影響人数は74名、実質給料影響人数は37名であります。実質給料人数とは、手取りが減る職員ということで、50代、40代の職

員がその対象となります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 40才代以上がその対象となるということだか、詳しい説明を。

(答) 40才代の号給のところは4級、5級ということになる。概ね、6級、7級が課長職、5級が係長職、4級以下が職員ということである。「わたり」という問題が新聞報道されたが、昨年はその改正実施を行っている。新聞報道されたとおり、まだ未調整で幾分残っている部分の6級の課長職のところと、5級の係長職のところは課題として残っている関係上、玖珠町は「わたり」が残っていると報道されている。

(問) 「わたり」とは、どのようなことなのか。

(答) 基本的には、職務の分類表において格付がされていますが、6級、7級の課長職のところの比率が高いことから、実質「わたり」的運用がされていると指摘を受けた。職務分類表に適合しない級への格付を行うこと、実質的にこれと同一の結果となる給料表を定めることが「わたり」である。

(問) 平成17年度から平成21年度までの5年間、行革が行われたが、それ以降の町の方向については。

(答) 現在、職員給料カットは3%で実施されている。来年度は2%、再来年度は1%カットの規定で、玖珠町職員の給与の特例に関する条例の中で率を決められているところです。

(問) 「わたり」の解消に努力しているのか。

(答) 「わたり」の解消に向けて、昨年、職員団体との協議も踏まえ、かなり改善が行われた。その結果、6級以上の構成比の問題については、平成22年度が33.8%であったが、平成23年度は18.2%に改善した。ラスパイレス指数が102.3%で大分市に次いで2番目であったが、本年12月下旬に公表予定であるが、平成23年度のラスパイレス指数は99.8%に改善され、県下18団体の中で13番目となった。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第92号 玖珠町防災会議条例の一部を改正する条例について

本案は、玖珠町地域防災計画の見直しに伴い、委員の増加を図り、幅広い見地から検討を重ねるため、条例の一部を改正するものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 委員の強化を図る具体的な内容は。

(答) 自治委員、民生委員等も防災会議の委員として検討されている。

(問) 東日本大震災で女性の登用が重要視されているが。

(答) その方向で登用するつもりである。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第93号 玖珠町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

て

本案は、旧玖珠自治会館の取り壊しに伴い、関係する条例を廃止、削除を行うものであります。設置条例そのものの廃止、それから玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例の一部改正であり、これについては「農業就業改善センター」の項を削るものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第94号 玖珠町使用料条例の一部を改正する条例について

本案は、玖珠町使用料条例の中に農業就業改善センターの使用料金が記載されており、それを削除するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第100号 平成23年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,345万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,967万5,000円とするものであります。

補正の主な項目として、歳出では、

- ①保健衛生総務費、603万9,000円は、ツタリ災害関連費の増額に伴う繰出金の増額。
- ②労働諸費、236万4,000円は、万年山湧水活用事業における雇用人数の増員による増額によるもの（6人から9人に増員）。
- ③畜産農業費、310万円は、対象頭数の増によるもの（繁殖雌牛）。
- ④林業振興費、205万円は、イノシシ、シカの捕獲頭数の増額見込みによる事業費の増によるもの。
- ⑤観光費、255万2,000円は、三日月の滝温泉ポンプ入れ替え工事に対する補助によるもの。
- ⑥都市計画総務費、1,416万6,000円は、街なみ環境整備事業における公衆用トイレ用地購入及び修景対象建築物事業の追加によるもの。
- ⑦消防施設費、1,087万6,000円は、河川敷操法訓練場整備事業（875万6,000円）、35分団（小田地区）、詰所駐車場整備（178万7,000円）及び消火栓改修工事（上の市）によるもの。
- ⑧自治公民館建設事業費、1,843万9,000円は特防事業として鬼丸自治会館の実施設計及び改修工事を実施するもの。
- ⑨第2表、債務負担行為、3,800万円は、総合窓口設置（庁舎1階南フロア改修）事業。総合窓口は、これまで各課で行ってきた証明発行業務や簡易申請業務及び総合案内の業務を新住民情報システムの総合窓口支援メニューに合わせ集約する。転出入時、町民が幾つもの窓口を移動して行っていた手続をできる限り一つの窓口（フロア）で終わらせることを目的とする。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）一般寄付金について伺う。

（答）一般寄付金10万円については、町内の医療法人より。

（問）イノシシの見込み捕獲頭数は。

（答）イノシシについては、当初100頭を予定していたが、250頭を予定している。今回の補正予算

として205万円を計上している。

(問) 補正予算計上のツタリ災害関連の経費について、簡易水道会計で整備における財源があるのか。

(答) 全額が一般会計からの繰り出しだけで、特に国・県補助金、起債などはない。繰り出しの根拠については、災害対応で一般会計から拠出できるという法律に基づいて支出している。

(問) 鬼丸公民館の改修工事について、地元の負担は生じるのか。

(答) 防衛関係で戦車道沿線地区及び防音エリアについては、防衛事業で導入の場合は発生しない方向で事業推進を行っている。

(問) 戦車道沿線協議会が要望した公民館建設はすべて完了したのか。

(答) 完了した。

債務負担行為に対する主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 一般会計補正予算書の債務負担行為として今回上げている理由説明と今後のスケジュールは。

(答) 今、現場のほうで職場アンケートやお客様のアンケートを含め、業者を選定し、準備を進めている。行財政改革については、三役と課長の構成による行財政改革推進本部により改善の方向を作っていこうということで今進めている。組織改編については、3月の議会の前に説明の場を設けて考え方を述べていきたいが、総合窓口の設置について、住民サービスの向上のために住民課と福祉保健課、税務課の配置替えを行い、窓口・フロアの改修を考えている。今回、総合窓口としての改修の施工までのスケジュールで見た場合、4月には職員の人事異動もあり、3月の段階の改修では事務的な混乱を招くために無理である。このために、5月のゴールデンウィークで改修を行うスケジュールになる。また、改修をする業者が決定し、実施設計を行い、その後、発注から施工まで60日程度必要となるので、本年度中に契約を結ばなければならない。したがって、債務負担行為を12月議会に上げなければ不可能な状況にある。今回、事務フロアの改修という提案である。

(問) 仮に来年の3月議会に機構改革案が提出され、これが否決された場合、問題が生じないのか。

(答) 問題は生じない。各課の配置替えということである。

(問) 総合窓口の「フロア」でどこまで事務を行うのか見えてこない。

(答) 各課の申請業務などが総合窓口で扱える体制ができるように、現在、各課とすり合わせを行っている。3月までには提示をしたい。

(問) 地方分権により地方に事務事業が一層増える。無駄を削り、相当な事務を削除する方策をとらないと、事務を統合するだけでは職員の負担が増大する。

(答) 地方分権については、県のほうも各法律のすべてをチェックしながら、町の業務として移管すべき町村業務として移管していく。これに合った形で各条例の整備を全部しなければならない。今のところ、町村においている事務は、旅券法に関する事務など14事務である。

(問) 機構改革で2つの課の統合で課としての係の構成が大きくなり、各係の業務も増大するが、

これに対応できるのか。

(答) 業務分担のあり方とすれば、一つの例として、課長補佐などを配置することで、少し業務分担を分ける方法などの検討は必要になる。とりあえず、課としてのイメージの区分で検討が進んでいる。

(問) 事務の統合は、よほど考える必要がある。総合窓口を開いたことが、逆に住民に迷惑がかからないか心配である。

(答) 事務事業の見直しについて、一つの考え方が福祉と健康対策の連携である。より住民の健康対策を総合的に進めていくためには、健康対策係がメルサンから本庁に戻り、それぞれの係にネットワークがとれること、一つの枠の中で連携を図ることが今回の提案の根本となっている。

意見として、町民サービスのために窓口フロアの改修は賛成であるが、機構改革については、現段階での十分な議論と説明が不足し、納得できないので反対である。

審査の結果、本案は妥当なものであり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

6 陳情第10号 北山田自治会館建て替えに関する陳情書について

本陳情は、玖珠町大字四日市2052番地、北山田自治会館建設期成会代表、秋吉廣幸氏ほか各代表16名から提出されたものです。

要旨は次のとおりです。

北山田自治会館は昭和52年に建設され、34年が経過、現在に至っております。外観的にはまだまだ使用に問題がないように見えますが、屋内は随所に悪い箇所があり、住民に大変不便をかけています。災害時の避難所にも指定されているが、地震に対する強度等も不足しています。また、避難住民に対する十分な設備も整っていません。いざまさかの非常事態に備え、早期の建て替えが必要であり、検討をお願いしたいというものであります。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案5件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

○議 長（高田修治君） 総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 7 番河野です。

この中の議案第91号で、国の人事院勧告内容と県の人事委員会勧告の官民比較において、かなりの金額的な違いがあるということですが、どのぐらいの金額の違いがあるのか。もう一点は、2ページの平成23年度のラスパイレス指数は99.8%に改善され、県下18団体の中で13番目となりました。平成23年度というのは現段階であって、まだ23年度は終わっていないですけれども、そういう返答があったんですか。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） この本年の、先ほど説明申し上げましたように総務省より人事院において、議案の説明の中で公務員と民間の格差、これを是正をということであったそうであります。結局、職員給与が民間給与を上回るその差というのが0.04%であったと。それを金額に直しますと158円ということでありました。

そして、皆さんご承知かと思えますけれども、本国会、臨時国会において、政府はこの東日本大震災の復興財源、その確保のために、国家公務員の給与の平均の7.8%を引き下げる特例法案が見送られたということでありまして、その政府の見送りを決めたその平均の0.23%の引き上げを、初めに人事院勧告で実施をしようということになっていたそうですけれども、これが見送られたということで、先ほど言いましたように、総務省から人事委員会を置いていない市町村は、その都道府県の人事委員会の調査結果を参考にしてということは、先送りを決めました0.2%も、それに準じて行ってくださいという、そういうことでもあります。それによって、先ほど玖珠町の6万1,100円の減額、来年の3月1日の、それを計算しますと、玖珠町の職員の中で全体的に、わかりやすく言うと6万1,100円の給料の減額ということ、そういうことでもあります。

いろいろこれは複雑なことでありますけれども、そういうふうには人事院勧告に準じて地方公務員も給与の減額を行いたいとそういうことで来たということでもあります。そして、それを計算した結果、6万1,100円、玖珠町職員の全体の給与として6万1,100円の減額であるということが出ました。

それと、もう一件がラスパイレス指数と。なぜ平成23年度がまだ終わっていないのにその決定の指数が出たかというご質問でありますけれども、この質問に対しては、これは一応ここにも書いているように、およそその指数が決まったということで、この内定ということで、一応執行部がこういうことでもありますということで、その指数が、23年度玖珠町のラスパイレス指数が99.8%に改善された、これは内定というか実質まだ公にはされていないけれども、内定が実質こうであったということは、執行部から説明がありました。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） さっき聞いたのは、県と国との金額的な違いが大きいと言ったんで、県と国はどのぐらいの金額の違いがあるのかということです。それと平成23年度、本年12月の下旬に発表されるというのは平成22年度の分じゃないんですか。平成23年度の分をもう12月に発表するということですか。平成22年度末の締めの方を発表するんじゃないんですか。違うんですか。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） ラスパイレス指数については、平成22年度の分ではなくて平成23年度ということでもあります。それで、先ほど河野議員から言われた官民の比較においてかなりの金額の違いがあるということでもあります。こちら辺の具体的に詳しい説明はありませんでした。しかしながら、この給与の改善に対しては、人事院勧告ですね。本来は、本国会が決まれば、この法案が通れば

0.23%に引き上げが実施されるんですけども、しかし、これはされないということで、それに準じて各地方自治体も給与を引き上げてくださいということでもあります。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 15番繁田です。

議案第100号、債務負担行為についてお尋ねします。

今回の債務負担行為3,800万について、審査の中身についてはよくわかりました。ただ1点、総合窓口としての改修に3,800万という大金をかけて行くと。行革が問われる中、そのような大金を投じて費用対効果はどうかといったような意見が出たか。

次、2点目。新たな機構改革が提出されようとしているが、今年の4月に行われたばかりと聞いている。わずか9カ月でまた大幅な機構改革を行おうとしているが、前回は失敗だったから今回引き続き改革を行うのかといった意見、質問があったか、以上2点についてお尋ねします。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） 費用対効果につきましては、先ほど答弁の中で、執行部からの答弁では、例えばというか、実際これは予定があつて言うことでもありますけれども、福祉と健康対策の課の連携で総合的に、福祉係と健康対策系のネットワークがよくとれるという、そういう一つの枠の中で連携を図っていくというのが提案の根本になっていますけれども、その費用対効果については具体的なものはありません。

2点目について、今年、機構改革は行われたばかりであります。それで、先ほどの報告の中にありましたように、その議員の皆さん、その委員会のほとんどの方が今回4月に機構改革が行われたばかりだ、そしてまだ具体的に議会での議論が示されていない。大方の方は、機構改革については反対であると、これはもう明確です。しかし、先ほど執行部の理由の総合窓口フロアにつきましては、町民の一つの窓口利用が集約されることによって、それが非常に改善されて利用しやすくなるというような一点でありまして、その件については、フロアの改修は賛成であるけれども、この機構改革については、現段階では、先ほど言ったように十分な議論と説明が不足している、納得できないので反対であるというのが、総務常任委員会の委員の意見でありました。

○議長（高田修治君） ほかに質疑はありますか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。

3ページの補正予算計上のツタリ災害関連の経費についてですけども、これは本来ならば議案質疑でお尋ねするべきだったかなと思っておるんですが、災害対応で一般会計から拠出できるという法律に基づいておる、法律の根拠等について詳しい説明があったかどうか。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） その件につきましては、法律に基づいて拠出はできるということの執行部の説明がありました。どの法律で云々というのはありません。説明はありませんでした。

○議長（高田修治君） ほかに質疑はありますか。

1 番廣澤俊幸君。

○1 番（廣澤俊幸君） 1 番廣澤です。

2 ページですけれども、質問でわたりの解消に努力しているのかという質問に対して、回答は、かなり努力をしていると、改善されているということ言われているんですけども、本来これはあるまじきことだと思うんですね。委員会として即時にわたりを解消しろという、そういう強い意見というのは出なかったかどうかお伺いします。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） そのような意見は出ませんでした。

○議長（高田修治君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 産業建設常任委員会報告。

平成23年第6回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案4件、陳情1件について、12月7日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告いたします。

開会后、書類審査に先立ち、議案第105号、平成23年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）、陳情第11号、町道円徳野線蓋付き側溝敷設工事についての陳情書及びこれまで3カ年の中に産業建設常任委員会に約60件の積み残しが残っております。その何件かを、私たち今回2件ほどを調査いたしまして、現地調査終了後、委員会次第により議案第95号から審査を行いました。

1 議案第95号 字の区域の変更について

本案は、古後地区の土地改良事業竣工に伴う字の区域を変更する案件です。

玖珠町大字金吉字砂田2467の一部及びこれに隣接する道路である町有地の全部を中津市と交換し、玖珠町大字古後字下河内に変更するものであります。平成23年より中津市と協議を行い、同じ面積を交換することで合意し、平成23年9月第3回大分県議会定例会において議決をいただいております。

ほかに、玖珠町大字古後字平原1557、1579-1及び1560-2を玖珠町大字古後字野平に変更、玖珠町大字古後字道の迫1792、1793及び1794-2の各一部を玖珠町大字古後字神原に変更するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第96号 町道路線の認定について

本案は、玖珠町大字四日市字天道1417番地2から玖珠町大字四日市字天道1480番地までの208メートルを町道路線として認定するもので、平成19年8月に地元より陳情書が提出され、平成19年9月の

定例会で採択されたものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第101号 平成23年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

本案は、ツタリ水源の崩落事故に伴う深井戸ポンプの使用による電気料金の増額、国道210号線の拡幅工事に伴う配管の移設工事、水源地の復旧工事費が当初の見積額よりも増えたことや、深井戸ポンプの老朽化のため取り替えを行うものであります。

委員より、一般会計より繰り入れるのではなく、積立金などで対応はできないのかといった意見がありました。

執行部より起債の返済が続いており、基金の積み立ては行っていないとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第105号 平成23年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）について

本案は、「内帆足」水源地の用地購入に伴う測量・登記料及び配水管布設工事費と水利権の購入に係るものであります。

執行部より、購入金額の算定基準などの詳細な説明を受け、新たに500立方メートルの水利権を購入し、今後2,000立方メートルの配水ができるようにするためのものであると説明がありました。

委員より、長年の懸案事項でもあり、万全を尽くして、今後一切問題が起きないためにも、契約書などに不備のないように十分注意をするようにと指摘がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 陳情第11号 町道円徳野線蓋付き側溝敷設工事についての陳情書について

本陳情は、玖珠町大字戸畑5707の2、円徳野自治委員代表、加藤肇氏ほか12名より提出されたものです。

要旨は、県道入口から円徳野集落に至る間の約280メートルに側溝の蓋取り付け工事と蓋付側溝敷設工事の陳情であります。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案4件、陳情1件につきまして、審査の結果の報告を終わります。

○議 長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 14番片山です。

議案第105号についてお聞きします。

2ページに、長年の懸案であった事項もあり、今後一切問題が起きないように契約書類などに不備のないように十分注意したいという説明が記入されておりますが、執行部よりどのような不備があったのかお聞きしたか、お聞きします。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） これまで、契約書のきちっとしたものがないとか、以前購入したにもかかわらず登記の謄本がついていないとか、もう十数年前からの課題でありまして、そういった不備を今回一切合わせて、水利権の購入と合わせてきちっとした契約をしたいというふうな説明がございました。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 今、委員長から報告がありましたけれども、これは平成6年の第二次水道拡張事業からの問題がずっと引きずってきている問題であって、町長もその問題のないようにということは一般質問でも答弁しております。その中で、用地購入に伴う前地権者と、転売しているので後の地権者の名前がわかったかお聞きします。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 用地購入者ですね。今回の部分につきまして、次に新たな部分については、用地購入者といった人がいるというふうなお話は聞いておりません。今回の部分ですべてが解決して、きちっとしたものというふうに私たちは理解をしております。

○議長（高田修治君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 文教民生常任委員会に付託されましたことにつきまして報告いたします。

文教民生常任委員会報告。

平成23年第6回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案3件、陳情3件について、12月7日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第102号 平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

本案は、第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,743万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,568万9,000円とするものであります。

委員より、①補正後に基金はどのくらいか、②保険給付費が増えた理由は何か、③高額療養費が増えた理由についての質問があり、執行部より、①基金については、平成22年度末決算では1億3,112万5,000円であったが、これまでに約9,999万1,000円の繰り入れを行うので、約3,114万2,000円になる。②保険給付費が増えた理由は、高齢化が進んでいることや高額療養、人工透析件数が年々増加していること、③人工透析をされている人は玖珠町に62人おり、1カ月当たり約35万円位かかっていると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第103号 平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

本案は、第1条（保険事業歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の歳出の科目の組み換えを行うものであり、金額の変更はなく、第2条（介護サービス事業歳入歳出予算の補正）は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ766万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,001万1,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、現在、福祉保健課にある地域包括支援センターを玖珠町社会福祉協議会で運営していくために、玖珠町老人福祉センターの一部を改築する費用であるとの説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第104号 平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

本案は、第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,228万3,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、後期高齢者医療の基盤安定交付額の決定による調整であるとの説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 陳情第12号 350万人のウイルス性肝炎患者救済に関する意見書採択の陳情書について

本陳情は、大分市松が丘25-19、すべての肝炎患者の救済を求める大分県の会代表、錢本基氏より提出されたものであります。

本陳情の趣旨は全国に350万人（大分県では3万人）いるB型・C型ウイルス性肝炎患者救済に関する意見書の提出を求めるものであります。

理由としては、B型・C型ウイルス性肝炎患者は大半が輸血や血液製剤の投与、集団予防接種における注射針・筒の使い回しなどの医療行為による感染であり、国の責任による医原病とされているというものであります。

委員より特に反対意見はありませんでした。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

5 陳情第14号 玖珠町私立幼稚園奨励費補助金交付の充実のお願いについて

本陳情は、玖珠町大字塚脇豆田425、カトリック玖珠幼稚園園長、石井慶史氏ほか6名より提出されたものであります。

本陳情の趣旨は、玖珠町制定の現行「私立幼稚園奨励費補助金交付要綱」について、保護者負担軽減のために、より充実、活用できるように改正してほしいというものであります。

委員より特に反対意見はありませんでした。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

6 陳情第15号 私立幼稚園への「町学校給食」の実施のお願いについて

本陳情は、玖珠町大字塚脇豆田425、カトリック玖珠幼稚園園長、石井慶史氏ほか6名より提出されたものであります。

本陳情の趣旨は、心身ともに健全な子供の育成に、安心・安全な食生活と食育の大切さから、私立幼稚園児に学校給食の実施をお願いしたいというものであります。

執行部より現状について、条例改正を行っても実施にあたってはさまざまな課題があると説明がありました。

陳情内容の確認のため、午後から陳情者に委員会への出席を求め、内容について説明をいただきました。その中で、これまで給食センターと協議した中で、課題については私立幼稚園側の対応も可能である旨の説明を受けました。

審査の結果、

- ① 学校給食のあり方
 - ㊦ 玖珠町の学校給食の今後の方針
 - ㊧ 学校給食の教育としての必要性
 - ㊨ 中学校統合の問題
- ② 他市町村の現状把握をする必要がある。
- ③ 現施設を使用する場合の問題点について

以上の理由により、今議会の審議中では結論を出すことが難しく、調査等にまだ時間を必要とすることから、次回議会まで継続審査とすることを全会一致で決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案3件、陳情3件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 9番 秦です。

陳情第14号であります。玖珠町私立幼稚園奨励費補助金、就園奨励費補助金についてであります。

この委員会の中で、委員の方から玖珠町、県内の市町村を見ると4区分になっておるけれども、玖珠町だけ2区分にしているのはちょっと問題があるんじゃないかと、それらのいろんなご意見が出なかったかどうかお聞きします。

○議 長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 資料として提出されてありまして、その辺について、執行部のほうも含めてやっぱり少し見直しが必要じゃないかなということはありません。

○議 長（高田修治君） ほかに質疑はありませんか。

9 番 秦 時雄君。

○ 9 番 (秦 時雄君) 9 番 秦 です。

陳情第15号ですね、私立幼稚園への学校給食ということで、今回継続審査になったということであり、それで、審査ということでもありますけれども、委員の中から、では3月の議会までにどういう形で、3月に答えを出すという方向でこれからいろんな調査をしたり、そういったスケジュールをやっていこうという、その方法というのは、やってこうという、そういったご意見はありましたか。

○ 議 長 (高田修治君) 文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○ 文教民生常任委員長 (河野博文君) この陳情内容につきましては、委員は特に反対するものではないんですけれども、ただし、この中において、やはりクリアしなければならない問題が何点かあるので、それをクリアして、できたら3月議会までに決論を出していきたいというようなことでございます。

○ 議 長 (高田修治君) ほかに質疑はありませんか。

(な し)

○ 議 長 (高田修治君) 質疑なしと認めます。

文教民生委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○ 議 長 (高田修治君) 日程第2、これより討論を行います。

議案第91号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○ 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○ 議 長 (高田修治君) 議案第92号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○ 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○ 議 長 (高田修治君) 議案第93号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○ 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○ 議 長 (高田修治君) 議案第94号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○ 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第95号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第96号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第100号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第101号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第102号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第103号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第104号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第105号に対する反対意見の発言はありませんか。

14番片山博雅君。

○14番 (片山博雅君) 14番片山です。

議案第105号の反対を述べます。

この105号は、今回内帆足の第二次水道拡張に伴う継続した中で、水と土地を買うという規約だと

思います。この中で、私は平成6年の第二次水道拡張事業からずっと見てまいりましたが、このとき水利権について、地元は200万円で購入してほしいと言うのを町は1,500万円で購入しております。この中でいくと、今回の水利権の購入は500トンであるので、500万円が妥当であると思っております。

次に、用地買収であります。用地買収については、第二次水道拡張事業に伴って水管を内帆足の下の方にタンクに溜める工事をしているんですが、このとき地元との契約はやっておりません、土地については、ただ、執行部は話し合いで、1,500トンの水を売るときに、町が買うときに、話し合いで用地と水利権を買うと話し合いで決めていると言うけれども、これは、法的には違反であります。違法。ちゃんと文書がなければそれは通用しないということで、用地の契約についても既得権があるので、既得権を用地についても適用できるということを言っております。

また、当初の地権者が次の地権者に譲渡してということは、その譲渡を受けた人はその水田にちゃんとした水管が通っている、町の水道管が通っているということで、これも既得権が後で買っても継承しているというようなことになっておると専門家が言っております。これは、裁判が妥当だと言っておりますが、それから先は言いません。ということで、問題の契約等については、一般質問で執行部は問題のないようにしたいと言っておりますが、平成17年に湧水口は玖珠町のものだと言っておりますが、相手がいることで必ずその件も解決していないということで、いろんな問題をさらに特別委員会等でもつくって審査し、この契約について私は違反であると思っておりますので、反対いたします。

○議長（高田修治君） ほかに反対意見の発言はありますか。

15番 繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 当該委員会の委員長として、反対討論が出ましたので、意見が出ましたので、賛成意見を述べさせていただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） ちょっと待ってください。反対意見はほかにありますか。

（なし）

○議長（高田修治君） ないですね。それでは、賛成意見の発言を求めます。

○15番（繁田弘司君） 産業建設常任委員会委員長の繁田でございます。

今回付託されました案件につきまして、この水利権及び用他の取得の問題に関しましては、委員会で真摯な議論をいたしました。先ほど片山議員から言われましたように、この水利権の問題は、平成6年に発生して以来16年間にわたり、地元地権者の方、水利権者の方、そして町水道課の方々が本当に長い間、頭を悩ませた問題でもございます。例えば、金額につきましては、買うほう、また売るほうについてさまざまな意見があると思っておりますが、その算出、算定基準につきましても、建設課のほうから、私たち産業建設常任委員会の中では妥当な金額であろうというふうな説明を受けました。

例えば、今、陣ヶ台というところが玖珠川からまたボーリングで水を上げていますが、ボーリング1本しますと5,000万円が掛かります。その5,000万円の上に、さらに多くの電気代や人件費、さまざま

まなものを考慮しますと、この500リットルの水は本当に良質なすばらしい水でありまして、これをすべて今回玖珠町の水道の水資源として新たに購入することにつきましては、私は議員の皆さんの全員の理解をまとめていただき、産業建設常任委員会の決定にぜひご了承をお願いしたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高田修治君） ほかに賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議長（高田修治君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第91号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第91号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、玖珠町防災会議条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号、玖珠町農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、玖珠町使用料条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、字の区域の変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長

報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第95号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、町道路線の認定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号は、平成23年度玖珠町一般会計補正予算(第4号)についてであります。

議案第100号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

議案第101号から議案第104号までの4議案は、平成23年度特別会計の補正予算であります。

議案第101号から議案第104号の4議案につきましては、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第101号から議案第104号までの4議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第101号から議案第104号までの4議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第101号から議案第104号までの4議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第105号について、反対意見がありました。委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情5件について、採決を行います。

陳情第10号、北山田自治会館建て替えに関する陳情についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第10号は採択することに決しました。

次に、陳情第11号、町道円徳野線蓋付き側溝敷設工事についての陳情書についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第11号は、採択することに決しました。

次に、陳情第12号、350万人のウイルス性肝炎患者救済に関する意見書採択の陳情についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第12号は、採択することに決しました。

次に、陳情第14号、玖珠町私立幼稚園奨励費補助金交付の充実のお願いの陳情についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第14号は、採択することに決しました。

次に、陳情第15号、私立幼稚園への「町学校給食」の実施のお願いの陳情についてであります。

委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第15号は、継続審査とすることに決しました。

日程第4 議員派遣について

○議長(高田修治君) 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

今定例会より3月定例会まで、別紙議員派遣について、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議 長（高田修治君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しています申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決しました。

次に、文教民生常任委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託することに決しました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託することに決しました。

次に、総合運動公園調査検討特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託することに決しました。

日程第6 議員発議

意見書（案）の提出について

○議 長（高田修治君） 日程第6、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第5号と第6号が提出されています。これを直ちに議題といたした

と思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

初めに、発議第5号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者7番河野博文君。

○7番（河野博文君）

発議第5号

平成23年12月15日

玖珠町議会

議長 高田修治殿

提出者	玖珠町議会議員	河野博文
賛成者	々	尾方嗣男
	々	大谷徹子
	々	宿利忠明

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は集団予防接種における針・筒の使い回しなどによる感染、国の責任による医原病とされている。

平成20年1月、一定の要件を満たす薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て、国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法」が制定されたが、被害者の多くがカルテの保存義務の5年過ぎて発症するため、救済措置法の対象から除外されており、手術記録、母子手帳等の書面などにより、広く救済する枠組みにしないと救済されないのが実態である。

こうした中、B型・C型肝炎感染は国の責任であることを明記し、肝炎患者の救済、肝炎対策を責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成21年12月に制定されたが、その後発表された「基本指針（案）」では全ての肝炎患者を救済する対策は具体化されなかった。

については、肝炎対策基本法に基づく救済を図り、また、救済特別措置法に基づいて救済枠を広げるため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
- 2 「救済特別措置法」の延長と同時に救済の枠組を広げ、特別血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済し、集団予防接種が原因とされる全てのB型肝炎感染被害者の救済策を等しく講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

大分県玖珠町議会

議長 高田 修治

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 平田 健二 殿
内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
法務大臣 平岡 秀夫 殿
財務大臣 安住 淳 殿
厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

内容につきましては、先ほど採択いただきました内容でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第5号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書案は可決されました。

次に、発議第6号 「脱原発」施策の実行を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者5番中川英則君。

○5番（中川英則君）

発議第6号

平成23年12月15日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者 玖珠町議会議員 中川英則

賛成者 々 繁田弘司

「脱原発」政策の実行を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「脱原発」政策の実行を求める意見書（案）

福島第一原発事故が発生してから9ヶ月になるというのに、事故の収束の見通しは未だはっきりしない。放射能汚染は広範囲にわたり、その影響は食物などを通じて日本全国に及び、国境をも越えている。被災住民は生活再建の展望が描けず、いつ終わるともしれない不安の中で暮らしている。

定期点検等で停止している原発の運転再開について、政府は「ストレステスト」を再開の前提としているが、原子力安全・保安院や原子力安全委員会という従来の枠組みによる安全確認では住民の理解を得ることは困難である。

今回の事故を教訓に、住民の危険や不安を避けるためにも、国のエネルギー政策を抜本的に転換し、早期に原子力利用から脱却することを強く求め、以下の政策を取ることを要望するものである。

記

1、運転停止中の原子炉については、福島第一原発事故の収束と検証と、それに基づく安全対策の完了をへて、地元住民の同意を得るまで再稼働しないこと。

2、事故の収束は、放射能性物質の放出抑制など、危険の封じ込めが確実となることが十分に確認されることが最低限必要であること。

- 3、事故検証は、政府事故調査・検証委員会及び国会事故調査委員会の最終報告が最低条件であり、実質的な検証が尽くされること。
- 4、安全対策は安全設計震災指針・耐震設計審査指針等の見直し、耐震バックチェック見直し、原子力規制行政の抜本的再編が最低条件であること。
- 5、「地元」は立地自治体のみでなく、「防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）」見直しなどを踏まえ、半径50キロ圏内を目途に近隣自治体も含めて広く定義し住民への説明やその意見の反映を実質的に保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

大分県玖珠町議会

議長 高田 修治

衆議院議長 横路 孝弘 様
参議院議長 平田 健二 様
内閣総理大臣 野田 佳彦 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様

内容については、裏面添付しております。内容につきましては、福島第一原発事故が発生して9カ月が過ぎましたが、収束の見通しはいまだ立っておりません。政府はストレステストを再開の前提とする中で、再開の方向に考えているようではありますが、住民の理解を得ることは困難であります。

また、原子力発電所のある地元は立地自治体のみでなく、防災対策を重点的に充実すべき範囲を半径50キロメートルに見直すことなどであります。住民の危険や不安を避けるために国のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書であります。

以上であります。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第6号、「脱原発」政策の実行を求める意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書案は可決されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

○議 長（高田修治君） ここで、町長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 平成23年第6回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

その前に、諸般の報告を1件申し上げます。

日出生台演習場で、来年1月下旬から2月下旬にかけて、在沖繩米海兵隊の実弾射撃訓練が計画されています。訓練が実施されれば3年連続9回目となります。今月13、14日に現地で事前調査が行われ、訓練計画策定のための演習場内の状態や、周辺の輸送経路などを確認するものでした。

福岡防衛局から具体的な日程につきましては、まだ連絡を受けておりませんが、本町といたしましては例年のどおり対策を行う予定であります。今月21日に対策本部の班長・副班長会議を開催して、安全対策の体制について準備を進めており、来年1月4日に、玖珠町日出生台演習場米軍実弾射撃訓練対策本部を設置し、地域住民の不安解消と町民生活の安定を確保するための対策を行ってまいりたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

さて、本定例会は、去る12月5日から本日15日までの11日間の会期でありましたけれども、議員の皆様におかれましては、年末の公私とも大変お忙しい中にご出席していただきまして誠にありがとうございます。

ご提案申し上げました15議案につきましては、慎重かつ熱心なご審議を賜り、いずれの案件もご承認していただき、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本会議を初め、常任委員会におきます審議や審査、協議の過程におきまして本町が直面する様々な問題に、熱心なご議論と多くのご意見を議員各位よりいただいたところでございます。これらのご意見、ご提案につきましては、これらを真摯に受け止め、十分に尊重し、新年度の予算編成や総合計画に基づきます各種プランの推進など、今後の町政の運営に活かしていきたいと考えております。

さて、2011年の世相を一文字であらわす今年の漢字が「絆」に決まりましたが、京都の清水寺で発表されております。東日本大震災や紀伊半島豪雨などの大規模災害での家族や仲間との「絆」の大切さを改めて知ったことや、ワールドカップで優勝した女子サッカー日本代表、なでしこジャパンのチームワークなどが、「絆」が選ばれた理由であると思っております。

特に、3月11日の未曾有の東日本大震災は、地震、津波、原発事故の大災害となり、多くの人々がその惨状を目の当たりいたしました。そのことは気持ち、心の奥深いところまで浸透し、これまでの価値観やライフスタイルの転換を感じているは私だけではないんじゃないかと思っております。

地域の営みが破壊され、復旧・復興という言葉が使われていますが、最も感じるのは家族、地域が再び生き生き再生されることでもあります。人口が減少し、地域経済が縮小したとしても、一人一人の豊かな暮らし方の発想こそが地域の希望であり未来図であると思っております。「絆」に込められた被災地域の復旧・復興が一日でも早く達成されることを、皆様とともに願っております。

いよいよ師走も中旬となり、本年も残すところあと僅かとなりましたけれども、議員の皆様方並びに町民の皆様には、今年一年間の温かいご指導とご鞭撻に対しまして、心から感謝を申し上げます。

結びになりますが、新しい年には穏やかな新春をお迎えいただき、希望に満ちた輝かしい一年でありますように心からご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（高田修治君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成23年第6回定例会は、12月5日より11日間、議員の皆様各位はもとより、執行部におきましては、終始極めて真剣なご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営にご協力いただきまして感謝を申し上げます。

先ほど来ご案内のとおり、本年は1,000年に一度と言われる大変な大災害の起きた年でございました。国政もなかなか平穏とはまいませんが、来る年が何とぞ平穏でありますよう祈らずにはおられません。

町民の方々、議員の皆さん、それから執行部各位におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年を迎えられますことを祈念するものであります。

これをもちまして、平成23年第6回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月15日

玖珠町議会 議長 高田修治

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 宿 利 俊 行